

環境審議会水質部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 環境審議会条例（平成6年宮城県条例第13号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、水質部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 公共用水域及び地下水の水質に関すること（ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年宮城県条例第42号）に関することを除く。）。
- (2) その他環境審議会長が適当と認めた事項

（議決事項等）

第3条 条例第7条第6項の規定に基づき、次に掲げる事項を部会の議決をもって審議会の議決とすることができるものとする。

- (1) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項で定める公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画の作成
- (2) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第二号ロで定める水域の水質環境基準の類型指定及びその改定
- (3) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項で規定する指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び同条第8項で定める変更（意見の聴取）

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（審議会への報告）

第5条 部会長は、環境審議会長の求めに応じ、審議の状況や結果について、審議会に報告する。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、環境生活部環境対策課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月22日から施行する。